

○ 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、保護者が就労や疾病等の理由で、昼間児童の面倒を見ることができないことが常態(※)となっている小学校1年生から6年生までの児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供することにより児童の健全な育成を図ることを目的に設置された施設です。

※【常態とは】午後2時30分以降に保護者が児童の面倒を見ることができない日が月曜日から土曜日のうち3日以上ある状態が1か月以上続き、施設を週3日以上利用する必要がある状態をいいます。

○ 入室の対象となる児童

入室対象となるのは、原則として以下の①～③の全てを満たす児童です。

- ①市内に住所を有し、小学校に通う1年生から6年生までの児童であること
- ②児童クラブへの登室や身の回りのことを一人でできること
- ③保護者が2ページの表のいずれかの事由により、午後2時30分以降に児童の面倒を見ることができない日が月曜日から土曜日のうち3日以上ある状態が1か月以上続き、週3日以上施設利用が必要であること

※週3日以上利用のない状態が2か月以上続いた場合は、事情を聴取し、状況によっては退室となります。

※学校長期休業期間（春、夏、冬休み）中は、月曜日から土曜日のうち3日以上かつ開室時間のうち3時間以上、就労等で児童の面倒を見ることができなければ、入室の対象となります。

※原則、育児休業取得期間中は入室の対象となりません。ただし、4月入室に限り4月30日までに育児休業から復帰することを条件に4月からの入室ができます。育児休業取得期間中の勤務証明書と育児休業の申立書が必要になりますので、詳しくはあいう園いろは学童（048-764-8282）までお問合わせください。

○ 入室できる期間

No.	入室事由		入室期間
1	就 労	居宅外又は居宅内で労働していること	就労している期間で、最長で年度末（3月31日）まで。ただし、上記③を満たす就労でない場合は、求職活動と同様の入室期間となります。
2	求職活動	求職活動をしていること	入室した日から2か月。ただし、この間に上記③を満たした就労を開始し、勤務証明書を提出した場合は、期間を最長で年度末（3月31日）まで延長します。
3	就 学	就学していること	就学している期間で、最長で年度末（3月31日）まで。ただし、上記③を満たす就学でない場合は、求職活動と同様の入室期間となります。
4	出 産	保護者が出産予定であること	出産予定日を含めた、最長3か月以内の期間。
5	病 気	疾病又は負傷している状態にあること	左記事由により、入室を必要とする期間で、最長で年度末（3月31日）まで。
	障 害	心身に障害を有していること	
	看護・介護	同居及び別居の親族を常時看護・介護していること	
6	災 害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	災害復旧が完了するまでの期間で、最長で年度末（3月31日）まで。

※入室申込みに必要な書類に関しては、3ページをご確認ください。

○ 選考について

- ・入室希望者数が各放課後児童クラブの定員（年度途中においては空き人数）を超えた場合は、申込み順や抽選ではなく、入室を必要とする理由（勤務時間、勤務日数等）や世帯状況等を指数化して選考を行い、その指数が高い方から入室となります。そのため、選考の結果、入室できないこともあります。
- ・保護者の「入室を必要とする理由を証明する書類（3ページ2①～⑥記載の書類）」が提出されない場合は、入室対象となりません。
- ・保護者以外の18歳以上の同居者（住民票上別世帯のもの、二世帯住宅や同一敷地内別棟の親族等を含む。以下同じ。）分の「入室を必要とする理由を証明する書類（3ページ2①～⑥記載の書類）」が提出されない場合は、指数が下がります。
- ・申込内容について、電話等により確認する場合があります。

<input type="checkbox"/>	1 入室申込書(家族状況調書・児童の記録) ※入室希望児童1人毎に1枚必要となります。 申込者は生計中心者をご記入ください。	
2 入室を必要とする次のいずれかの理由を証明する書類		
<input type="checkbox"/>	①就労	勤務証明書 ※必ず、あいう園学童所定の様式を使用してください。 ※変則勤務で週当たりの勤務時間・勤務日数が異なるため、勤務時間欄に記入ができない場合、直近3か月程度のシフト表を添付してください。 ※採用予定又は入室基準を満たしていない勤務証明書を提出する場合は、あわせて誓約書もご提出ください。入室後2か月以内に就労の基準を満たし、勤務証明書(勤務開始もしくは変更後に証明されたもの)を再提出する必要があります。 ※育児休業から復帰することを条件に4月入室の申込みをした場合は、4月30日までに勤務を開始し、勤務証明書を再提出する必要があります。 ※自営業の方は勤務状況がわかる書類(確定申告書の控えの写し、事業案内、収支内訳書の写し等)もあわせてご提出ください。
<input type="checkbox"/>	②求職活動	誓約書(提出対象は保護者のみです。同居親族等は、誓約書の提出があっても、入室を必要とする証明にはなりません。)
<input type="checkbox"/>	③就学	在学(入学)証明書又は合格通知書、及びカリキュラム表
<input type="checkbox"/>	④出産	母子健康手帳の写し(出産予定日記載箇所)
<input type="checkbox"/>	病 気	医師の診断書(保育困難であることが明記されているもの)
	障 害	療育手帳の㊸～C又は身体・精神障害者手帳の1級～3級の写し
	⑤ 看護・介護	介護申立書及び看護・介護対象者の次のいずれかの書類 ①療育手帳の㊸～C又は身体・精神障害者手帳の1級～3級の写し ②要介護認定を受けた介護保険証の写し(要支援を含む) ③ 医師の診断書(保育困難又は看護・介護が必要であることが明記されているもの) ※同居親族の介護で②の提出があった場合、被介護者の入室を必要とする証明は省略可能です。
<input type="checkbox"/>	⑥災害	り災証明書の写し

提出対象者
 保護者及び
 18歳以上の同居者(住民票上別世帯のもの、二世帯住宅や同一敷地内別棟の親族等を含む。以下同じ。)で、入室を必要とする理由がある方全員

※各証明書類は、提出期限から3か月以内に発行されたものの提出を原則とします。

※兄弟姉妹2人以上のお申込みの場合、原本は1部のみ用意し、兄弟姉妹分は写しの提出でも可能です。

※申込書類等の記載事項に虚偽があった場合は、申込みが無効になります。

※申込内容に変更があった場合は、速やかにあいう園いろは学童(048-764-8282)へ連絡をしてください。